

EPA/FTA
よくいただくお問い合わせ(FAQ)

2010年9月

経済産業省

◆「EPA/FTA よくいただくお問い合わせ（FAQ）」について

EPA/FTA についてのお問い合わせの中で、よくいただくご質問について FAQ を作成しましたので、EPA/FTA ご活用の際の参考として頂ければ幸いです。本 FAQ に記載されている・いないを問わず、内容にご不明な点等ございましたら、お気軽に経済産業省や日本商工会議所等の関係機関にお問い合わせください。

なお、お問い合わせの内容によっては、関係部署・機関等をご紹介させていただくこともございますので予めご了承ください。

< EPA/FTA に関するお問い合わせ先 >

①貿易全般についてのお問い合わせ

・日本貿易振興機構（JETRO）

東京：貿易投資相談センター 貿易投資相談課 03-3582-5171

大阪：大阪本部貿易投資相談センター 06-6447-2307

②特定原産地証明書の発給についてのお問い合わせ

東京：日本商工会議所国際部 特定原産地証明書発給アドバイザー 03-3283-7850

大阪：日本商工会議所大阪事務所 特定原産地証明書発給アドバイザー
06-6944-6216

③EPA 交渉・協定についてのお問い合わせ

・経済産業省通商政策局経済連携課

電話：03-3501-1700

e-mail: epa-soudan@meti.go.jp

④輸入でご利用の際のお手続きについてのお問い合わせ

・各地の税関へお問い合わせください。

<http://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

- [Q3-2] 国内で採掘された鉱物資源を輸出する際に EPA を利用できますか？（完全生産品について）
- [Q3-3] 製品を日本国内で組み立て、輸出します。当該製品の部品はすべて輸入した原材料から日本国内で製造します。このような場合に EPA を利用できますか？利用できるとしたら完全生産品となりますか？（「原産材料のみから生産される産品」について）
- [Q3-4] 外国から原材料を輸入して加工するとき、満たすべき要件はありますか？
- [Q3-5] 輸出したい産品と、その原材料として仕入れた産品が同じ HS コードなのですが、EPA を利用できますか？
- [Q3-6] 品目別規則(PSR)に HS コードが存在しない場合は、どの規則が適用されますか？
- [Q3-7] ベトナムで製造された部品を、日ベトナム EPA における原産地証明書を取得して日本に輸出します。当該部品を用いて最終製品を日本で組み立てる際に、ベトナムから調達した部品を原産材料とすることができますか？（累積について）
- [Q3-8] タイ、ベトナムの順で加工し、日アセアン EPA (AJCEP) を利用して日本に輸出する予定です。タイで部品を製造しましたが、付加価値基準 (VA) 40% を満たすことができませんでした。しかし、タイとベトナムにおける加工はそれぞれ最終産品の 30%、20% の付加価値 (計 50%) に値する加工を行い、品目別規則 (PSR) で規定される付加価値基準 (VA) 40% を越えます。この場合は日アセアン EPA におけるベトナム原産品となりますか？（日アセアン EPA における累積の取扱いについて）
- [Q3-9] 故障した自動車から回収した部品を EPA を利用して輸出できますか？
- [Q3-10] 中国（非締約国）から部品を輸入し、日本で製品に加工しています。EPA を利用して当該製品をアセアン諸国に輸出したいのですが、必要な手続はどのようなものですか？
- [Q3-11] 中古品を輸出したいのですが、EPA 特恵の対象となりますか？
- [Q3-12] 国内で回収した材料で産品を生産する場合、原産品としてよいのでしょうか？
- [Q3-13] 付加価値基準 (VA) を満たすために必要な域内原産割合 (RVC) はどのように算定しますか？ また、付加価値基準 (VA) を満たすために留意すべき事項等がありますか？
- [Q3-14] 産品の FOB（本船渡し of 価額）は存在するが、不明な場合はどの価額を使用しますか？
- [Q3-15] VNM（非原産材料の合計価額）とは何の価額を使用するのでしょうか？
- [Q3-16] 生産者と輸出者が異なる際に、付加価値 (VA) の域内原産割合の算出に輸出者の負担する費用又は利益を含めて計算してもいいのでしょうか？
- [Q3-17] 品目別規則 (PSR) に基づき判定する際に、原産材料である証明ができない材料の取扱いはどうすればよいのでしょうか？
- [Q3-18] 関税番号変更基準 (CTC: Change in Tariff Classification) とはどのようなものですか？

- [Q3-19] EPA を使って輸出する際に、輸出する製品の原材料の原産地を調べる必要がありますか？
- [Q3-20] 関税番号変更基準（CTC）について、どのレベルまで HS コードをさかのぼる必要がありますか？
- [Q3-21] 輸出製品の一次材料、二次材料についても原産性を確認する必要がありますか？
- [Q3-22] 関税番号変更基準（CTC）を適用するにあたって、すべての原材料を確認する必要がありますか？例えば、製品に5%しか含まれていない原材料まで HS コードを確認する必要がありますか？
- [Q3-23] 僅少の非原産材料（デミニマス規定）とはどのようなものですか？
- [Q3-24] デミニマス規定の対象と基準はどのようなものですか？
- [Q3-25] 域内原産割合（RVC）の計算において、輸出製品の原産材料に含まれている非原産材料の価額も、非原産材料の価額（VNM）に加える必要がありますか？（「ロールアップ」について）
- [Q3-26] 域内原産割合（RVC）の計算において、輸出製品の非原産材料に含まれている原産材料の価額を原産として考えてよいですか？（「ロールダウン」及び「トレーシング」について）
- [Q3-27] 加工工程基準（SP）とはどのようなものですか？
- [Q3-28] 「累積」とはどのようなものですか？
- [Q3-29] 輸送用のこん包材料やこん包容器についてまで、原産性を考慮する必要がありますか？
- [Q3-30] 小売用の包装材料や包装容器についてまで、原産性を考慮する必要がありますか？
- [Q3-31] 製品の付属品や予備部品についてまで、原産性を考慮する必要がありますか？
- [Q3-32] 箱詰めや組み立てであるものの分解のみの作業であっても、EPA の特恵を受けることができますか？
- [Q3-33] 産品を締約国へ輸出する際に直接輸送することが必要とのことですが、第三国を経由してはいけないのですか？（積送基準について）
- [Q3-34] 日本からヨーロッパ（オランダ等）に輸出して保税地域に一度保管し、そこからスイスに小出しに輸出しますが、このような場合でも EPA の適用が特恵を受けることができますか？（貨物の分割について）
- [Q3-35] 産品をアメリカに輸出してアメリカの子会社に販売した後、メキシコに輸出します。その場合、日メキシコ EPA の特恵を受けることができますか？（第三国で通関された産品の取扱いについて）
- [Q3-36] ある商品について取引が日本から中国、さらに中国からベトナムで行われます。商品自体は日本から直接ベトナムへ輸送されます。インボイス上は中国からの輸送となりますが、日ベトナム EPA の特恵を受けることができますか？（第三国インボイス

の取扱いについて)

- [Q3-37] 日本から輸出し、ペルーにおける展示会の後にチリへ販売する場合は、日チリ EPA の特恵を受けることができますか？
- [Q3-38] 原産性の確認にどのような証拠資料等（例えばサプライヤーからの宣誓書）が必要ですか？
- [Q3-39] 商品の原産地表示（例えばタグに記載された「made in Japan」との表記）と EPA における原産地規則は関係がありますか？
- [Q3-40] 輸入した原材料から原料を抽出し、当該原料と他の原産材料と混合して化学品を生産しています。EPA を利用して当該化学品を輸出する場合、原産材料のみからなる製品となりますか？
- [Q3-41] 繊維製品（糸、織物、アパレル製品）の品目別規則（PSR）はどのようなものですか？
- [Q3-42] アパレル製品の主素材や副資材などの原材料をどの国から持ち込んだ場合、EPA の適用を受けることができますか？
- [Q3-43] 日本からアパレル製品の主素材や副資材などの原材料を調達し、ベトナムで加工を行い、日本に輸出する場合、日ベトナム EPA の適用を受けることができますか？
- [Q3-44] 繊維製品について中国から原材料を調達し、ベトナムで加工を行い、日本に輸出する場合、EPA の適用を受けることができますか？
- [Q3-45] タイから織物を調達し、また中国から副資材ボタン、ファスナー、ワイヤー等の材料を調達し、ベトナムで加工を行い、日本にアパレル製品を輸出する場合、EPA の適用を受けることができますか？
- [Q3-46] アパレル製品を輸出する際に、わずかに中国から輸入した生地が輸出産品に含まれているのですが、それについても原産地規則を満たす必要がありますか？
- [Q3-47] アパレル製品を輸出する際に、中国等の第三国から輸入したボタンやシールも品目別規則（PSR）を確認する必要がありますか？
- [Q3-48] 繊維製品をアセアンの二国間 EPA を利用して輸出する際に、その原材料を他のアセアン諸国において加工してもいいのですか？
- [Q3-49] 繊維の品目別規則（PSR）における、いわゆる 1 工程目を満たすことを証明する書類とはどのようなものですか？

4. 原産地証明書について

- [Q4-1] ある製品を輸出しているのですが、海外の取引先（輸入者）から、EPA の原産地証明書を送付するように要請されています。どうすればよいのでしょうか？
- [Q4-2] EPA の原産地証明書は、どうして必要なのですか？
- [Q4-3] EPA の原産地証明書を取得するための手順と方法を教えてください。
- [Q4-4] ある製品を製造していますが、国内の取引先（輸出者）から、EPA の原産地証明

1. EPA/FTA 全般について

[Q1-1] EPA や FTA とはどのようなものですか？

[A] EPA とは、「経済連携協定 (Economic Partnership Agreement)」の略称、FTA とは、「自由貿易協定 (Free Trade Agreement)」の略称であって、いずれも国・地域間の輸出入にかかる関税の撤廃・削減等を定めた国際協定です (EPA は左記の内容に加えて「投資ルールの整備」、「ビジネス環境の整備」、「知的財産保護の強化」等を含む包括的な協定です)。

[Q1-2] EPA によって得られる具体的なメリットはどのようなものがありますか？

[A] まず輸入側においては、輸入国において輸入される物品に課される関税が撤廃・削減されるため、その関税削減分の恩恵を得ることができます。例えば、飲料メーカー A 社では、各種原材料を日本からメキシコへ輸出して製品である飲料を現地で生産、販売していますが、EPA により取扱品目の 10-15%の関税率が 0%(一部関税削減)になったことで、EPA を利用しない場合と比較しない場合と比べた関税削減効果の試算が、約 1,500 万円にのぼった、という事例があります。

また輸出側においては、輸入国の取引相手との契約の中で、現地販売価格の値下げや取引先との関税削減分の利益の分配を達成した、という事例もあります。

[Q1-3] 現在、日本との間で EPA が利用可能な国はどこですか？

[A] 日本との間で EPA を締結・発効している国との貿易において利用が可能です。平成 22 年 9 月現在、日本が EPA を締結し、かつ発効済みの国及び地域は、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン (※)、フィリピン、スイス、ベトナムとなっています。

※・アセアン全体との EPA (AJCEP) については、準備が完了した国から順次発効・利用可能であり、平成 22 年 9 月現在、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマー、ブルネイ、マレーシア、タイ、カンボジア、フィリピンとの間で効力が発生しています。

(日本からの輸出で EPA が利用出来る国) :

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html

[Q1-4] 物品の輸出入時に EPA を利用するにはどうすればよいのでしょうか？

[A] EPA を利用して撤廃・削減された税率の適用を受けるには、「手続き」が必要です。基本的な手続きとしましては、以下のとおりとなります。

(1) 利用条件を確認

① 輸出入を予定している国との間で EPA は発効しているか？ (→[Q1-3]参照)

- ② 輸出入を予定している品目の HS コードは？ (→[Q2-2]参照)
- ③ 取扱品目に適用される EPA 税率は？ (注：MFN 税率より低くなっているか？
(→[Q2-2, 3]参照))
- ④ 対象品目が協定で定められた原産地規則を満たしているか？ (→[Q3]参照)
- ⑤ 輸出国から輸入国への輸送手段は積送基準（原則、直接輸送）を満たしているか？ (→[Q3-33]参照。)

→全てクリアされていることを確認後、以下（２）の手続きへ

(2) 必要書類を用意・提出

- ⑥ 輸出元（日本 or 相手国）の特定原産地証明書（CO）発給機関において、CO の発給を申請 (→[Q4-3]参照)
- ⑦ 通関の際、輸入国税関に輸入通関時の必要書類に加え、発給された CO を提出 (詳細は輸入国税関にご確認ください)

→「EPA 税率の適用」となります。

(※・・・各ステップにおける詳細情報は、その他の関連 Q をご参照ください（原産地規則、COにつきましては別途以下に項目があります））。

[Q1-5] 日アセアン EPA (AJCEP) とアセアン各国との二国間 EPA はどのような関係にあるのでしょうか？

[A] 日アセアン EPA (AJCEP) とアセアン各国との二国間 EPA は独立した協定です。どの協定を利用されるかは、適用される税率や原産地規則等を比較の上、ご判断ください。

なお、複数の国との間で結ばれた協定である日アセアン EPA では、複数の締約国で加工した際には域内原産割合 (→[Q3-13]参照) を計算するにあたって、アセアン各国で原産品となったものを付加価値に合算することができます (→[Q3-8]参照)。

2. 関税について

[Q2-1] EPA/FTA 税率とはどのようなものですか？

[A] EPA/FTA 税率とは、締約国・地域間における物品の輸出入に適用される税率です。品目に応じて、EPA/FTA を締結していない他の国よりも低い関税率で輸出入することが可能となります。

[Q2-2] 日本に輸入しようと思っている特定の品物の EPA 税率を知りたいのですが？

[A] 日本との間における EPA 締結・発効状況及び取扱品目の HS コードをご確認いただいた上で、税関ホームページにて適用される EPA 税率をお調べください。

①HS コードや関税率の照会を行いたい場合

(日本税関 問い合わせ窓口 (税関)):

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

②現時点での HS コードに対応する MFN 税率や EPA 税率を調べたい場合

(日本実行関税率表 ((税関))):

<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

更に詳しく知りたい場合は、以下もご覧ください。

③各 EPA における毎年の EPA 税率 (税関):

撤廃・削減途中の品目については、EPA 税率は年々変わる場合があります。

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/chui.htm>

④日本の締結済み経済連携協定 (EPA) / 自由貿易協定 (FTA) 協定文 (外務省):

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/FTA/index.html>

[Q2-3] 日本から輸出しようと考えている特定の品物の EPA 税率を知りたいのですが？

[A] 日本との間における EPA 締結・発効状況及び取扱品目の HS コードをご確認いただいた上で、現地輸入者等を通じて 相手国側税関、または 日本貿易振興機構 (JETRO) の窓口までお問い合わせください。

なお、JETRO ホームページ上の「世界各国の関税率」にて、世界各国の MFN 税率や EPA 税率等を調べることができます。日本在住者であれば、JETRO ホームページからのユーザー登録を経た上で、無料で利用できます。ただし、本サイトは、各国当局の発表をとりまとめた参考情報から作成・公表されているものですので、実際に適用される税率については、輸入国税関へご確認ください。

(日本貿易振興機構 (JETRO) 貿易投資相談センター):

貿易投資相談課 TEL:03-3582-5171

(世界各国の関税率 (JETRO)):

<http://www.jetro.go.jp/theme/trade/tariff/>

[Q2-4] EPA を締結していない国については、どういった関税率が適用されるのでしょうか？またそれを調べるためにはどうすればよいのでしょうか？

[A] 日本に輸入する場合、EPA が未締結または未発効の国に対しては実行最恵国 (Most Favored Nation) 税率 (=MFN 税率※) が適用されます。

なお、開発途上国からの輸入の場合は、EPA 以外で、MFN 税率に比して関税率を優遇する制度があります (→[Q2-14]参照)。

日本から輸出する場合、EPA を未締結または未発効の国の場合は、基本的にその国における MFN 税率が適用されます。

※・・WTO (世界貿易機関) で決められた原則に基づき、ほぼ全ての国に対して共通に適用される税率です。日本への輸入の場合は、基本税率、暫定税率、WTO 協定税率のいずれか低い税率が MFN 税率となります。

[Q2-5] 日本以外の第三国間の EPA/FTA における EPA/FTA 税率を知りたいのですが？

[A] JETRO ホームページ上の「世界各国の関税率」 (→[Q2-3]参照) にて第三国間の貿易に適用される税率 (MFN 税率、EPA 税率等) を調べることが可能です。しかし、詳細につきましては、現地輸入者等を通じ、当該 EPA/FTA 締約国の税関にてご確認ください。

[Q2-6] HS コードとはどのようなものですか？

[A] 国際条約 (※) に基づいて品目毎に定められているコードです。

「類 (=上 2 桁)」、「項 (=上 4 桁)」及び「号 (=上 6 桁)」にそれ以下の「統計細分」を加えた番号から成っています。「号 (=上 6 桁)」までは、世界共通ですが、それ以下の「統計細分」は、その桁数も含め国毎に定められます。

例えば、日本では、「統計細分」が 3 桁であるため、全 9 桁の番号で分類・標記され、品目毎の MFN 税率や EPA 税率は、9 桁細分レベルで定められています。

例) : 「排気量 3,000cc 超ガソリン乗用車」 (=HS コード 6 桁 「8703.24」)

※2010 年 5 月現在の区分

日本 = 「8703.24.000」

→統計細分は 9 桁で、「8703.24」以降は 1 ラインのみ。

ペルー = 「8703.24.1000」、「8703.24.9010」、「8703.24.9020」、「8703.24.9090」

→統計細分は 10 桁で、「8703.24」以降は 4 ラインに区分 (2 輪/4 輪駆動等で区分)。

※・・商品の名称及び分類についての統一システム (Harmonized Commodity Description and Coding System) に関する国際条約 (HS 条約)

[Q2-7] 輸出入に際し、EPA の利用を考えているのですが、取扱品目の HS コードはどこで確認すれば良いですか？

[A] 輸入と輸出で異なります。

＜日本に輸入する場合＞

日本税関にお問い合わせください。日本税関には、HS コードや関税率に関する「事前教示制度」がございます。

(輸出入通関手続や HS コード、関税率等に関するお問い合わせ (税関)):

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

＜日本から輸出する場合＞

現地輸入者等を通じ、輸入国税関にお問い合わせください。その際、何かお困りの場合は JETRO 担当窓口までお問い合わせください。

(JETRO 貿易投資相談センター):

貿易投資相談課 TEL:03-3582-5171

[Q2-8] HS コードが変わることはあるのでしょうか？

[A] 品目により、経年で変わることがあります。5 年毎の「上 6 桁」の変更と、毎年一部品目での「統計細分」の変更があります。「上 6 桁」の変更については、世界の貿易実態の変化に合わせて、HS 条約 (→[Q2-6]参照) の附属書が改正されるためです (改正は 1992 年以降 5 年毎に実施 (直近では 2007 年に改正))。この HS 条約の改正に基づいて、「上 6 桁」以下の国毎の「統計細分」コードについても、各国毎の判断に基づいて改正が行われます。

なお、HS 条約の附属書改正に基づかない「統計細分」コードの改正も必要に応じて行われており、日本では、毎年一部品目で改正がなされています。

[Q2-9] 取扱品目について、通関の際、事前に把握していた HS コードとは異なることが判明し、従来想定していた税率が適用されなかったのですが、このような事態を防ぐには、どうすればよいでしょうか？

[A] 実際に輸出入される品目がどの HS コードに分類されるかの最終判断は、輸入国税関によってなされます。そのため、事前に想定していた HS コードが、輸入国税関の解釈と異なることが原因でこのような自体が生じ得ると考えられます。つきましては、このような事態を回避するため、取扱品目の HS コードを輸入国税関にて事前にご確認ください。

なお、日本への輸入の際は、事前に日本税関にご確認ください (→[Q2-7]参照)。

[Q2-10] 譲許表とはどのようなものですか？

[A] EPA の物品貿易分野における品目毎の関税優遇措置の内容を示した表のことであ

り、日本が締結した EPA の場合、協定附属書 1 がこれに該当します。

なお、協定では、締約国それぞれの譲許表が作成されます。日本が締結した EPA の譲許表中には、主に以下の内容が記載されています。

- ①HS コード：日本側は上 6 桁まで、相手国側は基本的に国内細分まで記載
- ②品名（ディスクリプション）
- ③区分：協定で定められた関税撤廃・削減等の区分（方式）を、記号によって記載

（例）日フィリピン EPA：「A」＝協定発効日に関税撤廃（EPA 税率は 0%）

「B5」＝発効日から行われる基準税率から無税までの 6 回の毎年均等削減により 6 年目の引き下げ日に撤廃

「X」＝協定における約束の対象外（＝通常に関税率（MFN 税率）が適用される）

- ④基準税率（ベースレート）：一定期間（5、10 年間など）かけて関税を撤廃・削減する品目について、引き下げの基準となる税率。（即時撤廃、除外の譲許品目については、記載なし。）

（譲許表の読み方）：

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa_katsuyo/080616EPA_rule.html

[Q2-11] 各 EPA の譲許表はどこで調べられますか？

[A] 外務省ホームページにおいて、日本が締結した EPA（署名済みのもの）の協定文及び附属書を公表しております。以下のサイトをご参照ください。

（経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）（外務省））：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/FTA/index.html>

（発効済 EPA における EPA 税率に関する附属書（Annex））：

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa_katsuyo/080529%20JIndonesia_Annex_rev.pdf

[Q2-12] EPA 税率はどのように引き下がっていくのですか？

[A] 日本が締結した EPA における関税率の撤廃・削減の基本的な方式には、大きく分けて 2 種類あります。

- ①EPA 発効と同時に撤廃（EPA 税率は 0%）
- ②EPA 発効後、一定期間をかけて関税を撤廃または削減（毎年均等に引き下げられるのが一般的です）

[Q2-13] EPA 税率の引き下げはどの時点（何月何日）におこなわれますか？

[A] 1 回目の引き下げは、基本的には協定発効日となります。それ以降の引き下げについては、協定毎に基準日が定められています。日本は年度区切りの 4 月 1 日（注：日シンガポール EPA は 1 月 1 日）を引き下げ日としており、他国は 4 月 1 日もしくは 1 月 1 日を引き下げ日としています。

【日本が締結した EPA における 2 回目以降の引き下げ日】

4 月 1 日：日本（日シンガポール EPA のみ 1 月 1 日）、シンガポール、メキシコ、タイ、ブルネイ、フィリピン、ラオス、ミャンマー、ベトナム

1 月 1 日：チリ、インドネシア、マレーシア、カンボジア

[Q2-14] EPA 以外にも関税が減免される制度が存在すると聞きましたが、どのような制度ですか？

[A] EPA 税率以外にも開発途上国から日本への輸入の場合、一般特惠制度（Generalized System of Preferences）（※）により、通常より低い関税率（GSP 税率）での輸入が可能です。ただし、日本との EPA が発効済の国の場合、GSP 税率が適用されないケースがございますので、事前に日本税関のホームページにてご確認ください（→[Q2-15]参照）。

※・・・一般特惠制度（GSP）：先進国が、国連貿易開発会議（UNCTAD）での合意に基づき、開発途上国（後発開発途上国（LDC）は別途制度が存在）から輸入される物品について、自主的に WTO 譲許税率より低い関税率を適用する制度。

（特惠関税制度（外務省））：

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/t_kanzei/index.html

[Q2-15] EPA が発効すると一般特惠制度（GSP）は利用できなくなるのですか？

[A] EPA により関税の撤廃・引き下げが約束された品目では、原則として、EPA の発効日以降に税関に対して輸入申告する物品については、一般特惠税率（GSP 税率）の適用対象外となります。但し、一般特惠の対象品目であって、GSP 税率が EPA 税率を下回る品目及び EPA において関税の撤廃・引き下げが約束されていない品目については、引き続き GSP 税率の対象となります。

なお、後発開発途上国（ラオス、ミャンマー、カンボジア）については、EPA 発効後も引き続き全ての一般特惠対象品目について特惠税率の適用が可能です。

各 EPA 締約国における GSP 対象品目につきましては、日本税関のホームページにてご確認ください。

（GSP 税率の適用が可能な品目（税関））：

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htm

[Q2-16] 「税率逆転」とはどのようなものですか？

[A] MFN 税率が EPA 税率と同等もしくは低い状態 (**MFN 税率 ≤ EPA 税率**) を指します。

EPA 税率は通常適用される税率 (=MFN 税率) より優遇されるという性質から、基本的には「EPA 税率 < MFN 税率」となります。

他方、日本を含めた世界各国では、国内事情等を勘案して MFN 税率を変更することがあります。EPA 締結後に、MFN 税率の引き下げが行われた場合、結果として、**MFN 税率 ≤ EPA 税率**が生じる可能性がありますので、輸出入に際しては輸入国側における EPA 税率及び MFN 税率を事前にご確認ください。

[Q2-17] MFN 税率と EPA 税率を比較したいのですが？

[A] 以下をご参照ください。

<日本に輸入する場合>

日本税関のホームページの「実行関税率表」にてご確認ください (→[Q2-2]参照)。

<日本からの輸出または第三国間同士の輸出入の場合>

JETRO ホームページの「世界各国の関税率」をご活用ください (→[Q2-3]参照)。

なお、上記サイトは、各国当局の発表をとりまとめた参考情報から作成・公表されているものですので、実際に適用される税率については、**輸入国税関へご確認ください**。

3. 原産地規則について

[Q3-1] ある EPA で日本原産と判定された製品は、他の EPA でも原産品となりますか？

[A] ある EPA において原産品となったものが、自動的に他の EPA における原産品となるわけではなく、それぞれの EPA で規定されている原産地規則を満たす必要があります。例えば、日アセアン EPA (AJCEP) で原産品となったとしても、日ベトナム EPA を利用するためには、日ベトナム EPA の原産地規則を満たせるか否か確認する必要があります。

[Q3-2] 国内で採掘された鉱物資源を輸出する際に EPA を利用できますか？（完全生産品について）

[A] 締約国内で原材料レベルから全て生産／育成／採取された製品（完全生産品）については、EPA を利用できます。典型例として鉱物資源の他に農水産品（動植物・魚介類等）が挙げられます。

[Q3-3] 製品を日本国内で組み立て、輸出します。当該製品の部品はすべて輸入した原材料から日本国内で製造します。このような場合に EPA を利用できますか？利用できるとしたら完全生産品となりますか？（「原産材料のみから生産される製品」について）

[A] 日本国内で製造した部品すべてが（当該 EPA における）日本の原産となる場合に、「原産材料のみから生産される製品」として EPA を利用できます。例えば、国内の部品サプライヤーが生産した部品及び内作部品のみを用いて最終製品を製造する場合があります。最終製品に第三国から輸入した「非原産」の部品が一つでも使用されている場合は、品目別規則（PSR）を満たす必要があります。またこの場合は原材料を輸入しているため、完全生産品にはなりません。

[Q3-4] 外国から原材料を輸入して加工するとき、満たすべき要件はありますか？

[A] 外国（利用される EPA の締約国ではない国）から輸入した原材料（非原産材料）を用いて最終製品を生産する際には、それぞれ製品（HS コード別）に規定されている品目別規則（PSR）を満たす必要があります。PSR は関税番号変更基準（CTC）、付加価値基準（VA）、加工工程基準（SP）のいずれかもしくはこれらの組合せによって構成されています。PSR は、各協定、各 HS コードによって異なりますので、利用される協定の PSR をご確認ください。

[Q3-5] 輸出したい製品と、その原材料として仕入れた製品が同じ HS コードなのですが、EPA を利用できますか？

[A] 関税番号変更基準（CTC）は、HS コードに変更がない場合は適用できませんが、

当該原材料がデミニマス規定（→[Q3-23]参照）を適用できる場合は CTC を検討できます。また、付加価値基準（VA）は HS コードに影響されませんので、域内原産割合を満たせば適用できます。

[Q3-6] 品目別規則（PSR）に HS コードが存在しない場合は、どの規則が適用されますか？

[A] 日アセアン EPA（AJCEP）や日ベトナム EPA、日スイス EPA では、一般規則が規定されています。品目別規則（PSR）に HS コードが存在しない場合は、一般規則を満たす必要があります。

<参考>

AJCEP：RVC 40%又は CTH（協定第 26 条）

日ベトナム EPA：LVC 40%又は CTH（協定第 26 条）

日スイス EPA：RVC 40%又は CTH（協定附属書 2 第 4 条）

※ただし日スイス EPA では工場渡し価額（ex-works price）を採用（→[Q3-13, 18]参照）

[Q3-7] ベトナムで製造された部品を、日ベトナム EPA における原産地証明書を取得して日本に輸出します。当該部品を用いて最終製品を日本で組み立てる際に、ベトナムから調達した部品を原産材料とすることができますか？（累積について）

[A] ベトナムの原産品 X が、日本で生産される製品 Y の材料として使用される場合、製品 Y の原産資格の判定に際して、製品 X も日本の原産材料と見なすことができます。なお、日アセアン EPA（AJCEP）においては、協定が発効した国のみにおいて原産品となりますので、日アセアン EPA 未発効国であるインドネシア（2010 年 9 月現在）において品目別規則（PSR）を満たしたとしても、原産品として認められません。

[Q3-8] タイ、ベトナムの順で加工し、日アセアン EPA（AJCEP）を利用して日本に輸出する予定です。タイで部品を製造しましたが、付加価値基準（VA）40%を満たすことができませんでした。しかし、タイとベトナムにおける加工はそれぞれ最終製品の 30%、20%の付加価値（計 50%）に値する加工を行い、品目別規則（PSR）で規定される付加価値基準（VA）40%を越えます。この場合は日アセアン EPA におけるベトナム原産品となりますか？（日アセアン EPA における累積の取扱いについて）

[A] タイ、ベトナムそれぞれにおいて、製造される製品の品目別規則（PSR）を満たす必要があります。タイで部品を製造し、さらにベトナムで加工して最終製品を輸出するときに、タイ、ベトナムで加工した最終製品の付加価値分を合算（20%+30%）して最終製品の VA を満たすということではできません。タイで加工された当該非原産の部品は、ベトナムで加工される際に 100%非原産と扱います（→[Q3-26]参照）。

他方、仮にタイで加工を行ったときに部品がタイの原産品となる場合、ベトナムで加工するにあたり、当該部品の価額を 100%原産と扱うことができます(→[Q3-25]参照)。なお、上記のような場合に、付加価値が合算できるか否か(上記の例でいえば、タイでの加工によって生まれた付加価値をベトナムにおける付加価値として合算できるか否か)を、どのような書類によって原産地証明書の発給当局が判断するかについては、各締約国の発給当局等にお問い合わせください。日本の指定発給機関である日本商工会議所においては、日アセアン EPA (AJCEP) に基づいて、他の締約国において発給された原産地証明書を立証資料とすることができます。また、アセアン各国との二国間 EPA と日アセアン EPA は別個の協定であるため、例えば、日マレーシア EPA や日フィリピン EPA における原産品を、日アセアン EPA におけるマレーシア原産品、フィリピン原産品とすることはできません。

[Q3-9] 故障した自動車から回収した部品を EPA を利用して輸出できますか？

[A] 完全生産品の条文の一つとして、「当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの」(又はそれに類する事項)が規定されています。

例えば、締約国内で回収された、修理できないほどに故障した自動車で、既に走行するなどの自動車本来の目的は果たさないが、エンジン等の部品や鉄スクラップ等を回収する目的で収集されたものは当該規定に当てはまり、EPA 利用の対象となると考えられます。

[Q3-10] 中国(非締約国)から部品を輸入し、日本で製品に加工しています。EPA を利用して当該製品をアセアン諸国に輸出したいのですが、必要な手続はどのようなものですか？

[A] EPA を利用して産品を輸出する場合、

- ①輸出する産品の HS コードを特定し、
- ②輸出国が協定が利用可能な国であることを確認し、
- ③当該協定の EPA 税率が MFN 税率より低くなっていること、
- ④当該協定の原産地規則を満たしていることを確認し、
- ⑤特定原産地証明書を申請、入手する必要があります(原産地証明書は、EPA 税率適用のため輸入国税関に提出される必要があるため、輸入者に送付します)。

原産地規則を確認するにあたって、個別の産品については、品目別規則(PSR)を満たす必要があります。その他にも、直送基準等の必要なルールを満たす必要があります。

[Q3-11] 中古品を輸出したいのですが、EPA 特恵の対象となりますか？

[A] 中古品であっても、原産性の証明ができれば原産地証明書発給の対象となります。他方、中古品の場合には、製造後、消費を経て輸出に至る流通過程において、補修・改造等が施されている可能性があるため、製造当時の原産性が変わってしまう場合も考えられます。そのため、原産品判定の依頼の際、製造当初の原産性を遡って立証し、かつその原産性が保持されているか否か等について確認するため、メーカー等から過去の履歴等に係るデータ・書類等を入手して提出していただくことが必要になる場合があることにご留意ください。

[Q3-12] 国内で回収した材料で産品を生産する場合、原産品としてよいでしょうか？

[A] 日本において製造や消費等から生じたくず、廃品（ただし、くず、廃品が処分や原材料の回収のみに適するもの）、またはそれらの産品のみから生産される産品であれば、EPA を利用できます。輸入したくずや廃品を原材料として使用される場合は、品目別規則（PSR）を満たす必要があります。

[Q3-13] 付加価値基準（VA）を満たすために必要な域内原産割合（RVC）はどのように算定しますか？ また、付加価値基準（VA）を満たすために留意すべき事項等がありますか？

[A] 産品の域内原産割合（RVC）は、次の式を用いて算定します。

$$RVC = (FOB - VNM) / FOB \times 100\%$$

FOB とは、産品の「本船渡しの価額」をいいます。

また、VNM とは、産品の生産に使用される「すべての非原産材料の価額」をいいます。

留意すべき事項としては、付加価値計算にあたっては、単に FOB のうち利潤部分を算定することのみによっては付加価値基準（VA）を満たしたことにはならず、当該産品が実際にその国で生産工程を経る必要があります。

[Q3-14] 産品の FOB（本船渡しの価額）は存在するが、不明な場合はどの価額を使用しますか？

[A] 確認可能な最初の支払い価額を使用します。

[Q3-15] VNM（非原産材料の合計価額）とは何の価額を使用するのでしょうか？

[A] 輸入材料の場合は、その輸入価格（CIF）を使用します（国内で材料を調達する場合等）。原産性が不明な場合については、これを非原産材料として扱い、その価格を VNM（非原産材料の合計価額）に加算します。

[Q3-16] 生産者と輸出者が異なる際に、付加価値（VA）の域内原産割合の算出に輸出者の負担する費用又は利益を含めて計算してもいいのでしょうか？

[A] 製品の FOB（本船渡しの価額）に含めて問題ありません。

[Q3-17] 品目別規則（PSR）に基づき判定する際に、原産材料である証明ができない材料の取扱いはどうすればよいのでしょうか？

[A] 非原産材料として考慮します。

[Q3-18] 関税番号変更基準（CTC: Change in Tariff Classification）とはどのようなものですか？

[A] 関税番号変更基準（CTC: Change in Tariff Classification）とは、最終製品とその生産に使用される非原産材料の関税番号を比較し、
2 桁（CC: Change in Chapter（類変更））、
4 桁（CTH: Change in Tariff Heading（項変更））又は
6 桁（CTSH: Change in Tariff Sub-Heading（号変更））
レベルで必要とされている変更がなされているかどうかにより原産品か否かを判断する基準であり、何桁での変更が必要かは製品（HS コード）ごとに定められます。例えば、日アセアン EPA（AJCEP）においては、革かばん（42.03）を輸出したい場合、品目別規則（PSR）に基づき 2 桁の変更（CC）が必要ですが、なめし皮（41.11）を輸入し、国内で加工して革かばん（42.03）を製造すれば第 41 類から第 42 類に変更したことになり、CC を満たします。よって、革かばん（42.03）は原産品として認められます。

[Q3-19] EPA を使って輸出する際に、輸出する製品の原材料の原産地を調べる必要がありますか？

[A] 第三国（利用する予定の EPA の締約国以外）から原材料を輸入した場合は、製品が品目別規則（PSR）を満たすか否かを確認する必要があります。
また、第三国から原材料を輸入し、締約国内で当該原材料から生産した部分品を用いて最終製品を生産する場合も、同部分品について PSR を確認する必要があります。
使用する原材料のすべてが、利用する予定の EPA 上の締約国原産と判明しているならば、「原産材料のみから生産される製品」となることから、輸出製品は原産品となりますので、PSR は確認する必要はありません。したがって、まずは原材料の原産性について確認する必要があります。

[Q3-20] 関税番号変更基準（CTC）について、どのレベルまで HS コードをさかのぼる必要がありますか？

[A] 生産において使用する非原産材料の HS コードと、生産される製品の HS コードを比較する必要があります。

なお、関税番号変更基準（CTC）は、非原産材料にのみに適用されますので、使用する材料が非原産材料か否かについては、原材料の調達先に確認していただく必要があります。

ただし、材料の原産性にかかわらず、製品との比較で明らかに HS コードが CTC 上求められるレベルで変更する場合には、HS コードが特定されていれば、あえてその原産性をさかのぼって確認する必要はありません。

[Q3-21] 輸出品の一次材料、二次材料についても原産性を確認する必要がありますか？

[A] EPA を利用して輸出する製品の原産地規則を満たす必要があります。一次材料で第三国から輸入した材料を使用した場合は、輸出品の品目別規則（PSR）を満たす必要があります。他方、原産材料については、当然に PSR を確認する必要がなく、そのため一次材料や二次材料のすべての原産性を確認する必要はありません。詳細は、以下 URL の「原産資格立証の基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」をご覧ください。

（原産資格立証の基本的考え方と整えるべき保存書類の例示）：

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/verification.pdf

[Q3-22] 関税番号変更基準（CTC）を適用するにあたって、すべての原材料を確認する必要がありますか？例えば、製品に5%しか含まれていない原材料まで HS コードを確認する必要がありますか？

[A] 関税番号変更基準（CTC）を適用するにあたり、輸出品とすべての非原産材料（海外から調達した部品等）の HS コードを比較し、原則、すべての非原産材料について CTC を満たしているか確認する必要があります。しかし、特定の製品については、CTC を満たさない非原産材料の価額（又は重量）の合計が製品の総額（又は総重量）の一定割合以下の場合には、非原産材料を考慮しなくてよい規定（僅少の非原産材料（デミニマス規定））があります。ただし、製品の原産判定にあたり、いかなる原産材料でも一定割合を適用除外してよいわけではありませんのでご注意ください。

[Q3-23] 僅少の非原産材料（デミニマス規定）とはどのようなものですか？

[A] 僅少の非原産材料（デミニマス規定）とは、関税番号変更基準（CTC）の適用にあたり、CTC を満たさない非原産材料の総額又は総重量（繊維製品）が特定の割合以下の場合、当該非原産材料については、当該製品が原産品であるか否かを決定する際に考慮しないこととできる規定です。対象となる HS コードと適用範囲の割合は、協定によって異なりますのでご確認ください。（→[Q3-24]参照）

[Q3-24] デミニマス規定の対象と基準はどのようなものですか？

[A] 日本が締結している各協定のデミニマス規定の対象と基準は以下の通りです。

EPA	対象となる HS コード	製品の総額（繊維製品は総重量） のうちの非原産材料の適用範囲
アセアン (AJCEP)	16 類、19 類、20 類、22 類、23 類、 28 類から 49 類まで、 64 類から 97 類まで の各類に分類される製品	製品の FOB 価額の 10% 以下
	1803.10 号、1803.20 号、1805.00 号 の各号に分類される製品	製品の FOB 価額の 10% 以下
	2103.90 号に分類される製品	製品の FOB 価額の 7% 以下
	50 類から 63 類まで（繊維製品） の各類に分類される製品	製品の総重量の 10% 以下
マレーシア インドネシア ブルネイ フィリピン	28 類から 49 類まで、 64 類から 97 類まで の各類に分類される製品	製品の FOB 価額の 10% 以下
	50 類から 63 類まで（繊維製品） の各類に分類される製品	製品の総重量の 7% 以下
タイ	19 類から 24 類まで の各類に分類される製品	製品の FOB 価額の 7% 以下
	28 類から 49 類まで、 64 類から 97 類まで の各類に分類される製品	製品の FOB 価額の 10% 以下
	50 類から 63 類まで（繊維製品） の各類に分類される製品	製品の総重量の 10% 以下
ベトナム	16 類、19 類、20 類、22 類、23 類、 28 類から 49 類まで、 64 類から 97 類まで の各類に分類される製品	製品の FOB 価額の 10% 以下
	0901.22 号、1803.10 号、1803.20 号、 1805.00 号 の各号に分類される製品	製品の FOB 価額の 10% 以下
	2103.90 号に分類される製品	製品の FOB 価額の 7% 以下
	50 類から 63 類まで（繊維製品） の各類に分類される製品	製品の総重量の 10% 以下
メキシコ	1 類、 4 類から 15 類までの各類、 17 類から 27 類までの各類、	製品の FOB 価額の 10% 以下

	に分類される産品 ただし、産品の生産に使用する非原産材料の HS コードが産品の HS コード 6 桁と異なる場合に限る	
	28 類から 49 類まで、 64 類から 97 類まで の各類に分類される産品	産品の FOB 価額の 10%以下
	50 類から 63 類まで（繊維製品） の各類に分類される産品	産品の総重量の 7%以下
チリ	19 類、 2001.10 号から 2008.91 号までの各号、 2008.99 号から 2009.90 号までの各号、 21 類 に分類される産品	産品の FOB 価額の 7%以下
	2008.92 号、 28 類から 49 類まで、 64 類から 97 類まで の各類に分類される産品	産品の FOB 価額の 10%以下
	50 類から 63 類まで（繊維製品） の各類に分類される産品	産品の総重量の 7%以下
スイス	1 類から 24 類まで の各類に分類される産品	産品の工場渡し価額の 7%以下
	25 類から 49 類まで、 64 類から 97 類まで の各類に分類される産品	産品の工場渡し価額の 10%以下
	50 類から 63 類まで（繊維製品） の各類に分類される産品	産品の総重量の 7%以下

[Q3-25] 域内原産割合（RVC）の計算において、輸出産品の原産材料に含まれている非原産材料の価額も、非原産材料の価額（VNM）に加える必要がありますか？（「ロールアップ」について）

[A] 域内原産割合（RVC）の計算における非原産材料の価額（VNM）の扱いについては、「ロールアップ」のルールがあります。

この「ロールアップ」ルールにより、輸出産品の生産に使用される原材料の中に非原産材料が使われていたとしても、当該原材料が「原産品」と判断される場合には当該

原材料の価額を 100%原産と扱ってよくなるため、当該原産材料の中の非原産材料の価額を、域内原産割合（RVC）計算式の中の VNM に加える必要はなくなります。

[Q3-26] 域内原産割合（RVC）の計算において、輸出製品の非原産材料に含まれている原産材料の価額を原産として考えてよいですか？（「ロールダウン」及び「トレーシング」について）

[A] EPAによって異なります。例えば、日アセアン EPA（AJCEP）では、輸出製品の生産に使用される原材料が「非原産品」と判断された場合に、たとえ当該非原産材料の中に日本又は締約国原産の材料が含まれていたとしても、当該原産材料の価額は 100%非原産として扱います。つまり、原産部分を差し引くことなく、当該非原産材料の価額全体を非原産材料の価額（VNM）に含めます（「ロールダウン」ルール）。

他方、日マレーシア EPA においては、輸出製品の生産に使用される原材料が非原産材料と判断された場合でも、当該非原産材料に含まれる締約国原産の原材料の価額を原材料全体の価額から差し引くことができます（原材料のうち、当該非原産材料のみを VNM に含めることができます）（「トレーシング」ルール）。「トレーシング」が認められている協定には、日マレーシア EPA、日インドネシア EPA、日フィリピン EPA、日ブルネイ EPA、日メキシコ EPA があります。逆に、これら以外の日本の EPA は、「ロールダウン」ルールとなります。

[Q3-27] 加工工程基準（SP）とはどのようなものですか？

[A] 加工工程基準（SP）は、締約国内で特定の生産・加工工程が実施された場合に、当該製品への原産資格を付与する方法で、一部の協定に採用されています。例えば、化学製品について「化学反応」等、半導体製品について「拡散工程」の基準がありません。詳細は、各協定の品目別規則（PSR）をご確認ください。

[Q3-28] 「累積」とはどのようなものですか？

[A] 日本で生産される製品 Y の材料として、ある協定における締約国の原産品 X が使用される場合、製品 Y の原産資格の判定に際して、製品 X も当該協定における日本の原産材料とみなすルールです。製品 X は日本の原産材料とみなされるので、域内原産割合（RVC）の算定においては、製品 X の価格を非原産材料の価額（VNM）に算入する必要はなく、また関税番号変更基準（CTC）の適用においては、製品 X が必要な関税番号の変更を満たすか否かを確認する必要はありません。

[Q3-29] 輸送用のこん包材料やこん包容器についてまで、原産性を考慮する必要がありますか？

[A] 製品の輸送及び積替え要のこん包材料やこん包容器については、原産性を考慮す

る必要はありません。

[Q3-30] 小売用の包装材料や包装容器についてまで、原産性を考慮する必要がありますか？

[A] 関税番号変更基準（CTC）の適用にあたっては、原産性を考慮しません。
他方、域内原産割合（RVC）を算定する際には、必要に応じて原産材料の価額として考慮できます。

[Q3-31] 製品の付属品や予備部品についてまで、原産性を考慮する必要がありますか？

[A] 製品の付属品、予備部品、工具、解説資料について、関税番号変更基準（CTC）を適用させる場合や、特定の製造や加工をする場合は、原産性を考慮する必要はありません。
他方、域内原産割合（RVC）を算定する際には、必要に応じて原産材料の価額として考慮できます。

[Q3-32] 箱詰めや組み立てであるものの分解のみの作業であっても、EPA を利用できますか？

[A] 箱詰めや分解の作業をしただけでは、EPA の適用を受けることはできません。

[Q3-33] 産品を締約国へ輸出する際に直接輸送することが必要とのことですが、第三国を経由してはいけませんか？（積送基準について）

[A] 経由国（AJCEP の場合は締約国を含む）において、産品の積替え、一次蔵置、積卸し、その他産品を良好な状態に保存するために必要な作業以外の作業が行われていない場合に限り、第三国を経由しても産品の原産資格は失われません。ただし、こうした条件を満たしていることを示す書類（通し船荷証券のコピー又は上記の作業が行われていないことを証明するもの）の提出を輸入国税関から求められる可能性があることにご留意ください。

[Q3-34] 日本からヨーロッパ（オランダ等）に輸出して保税地域に一度保管し、そこからスイスに小出しに輸出しますが、このような場合でも EPA の特典を受けることができますか？（貨物の分割について）

[A] 日スイス EPA では、第三国における貨物の分割が認められています。ただし、第三国の保税地域における産品の加工は認められていません。
なお、他の EPA における取扱いについては各輸入国税関にご確認ください。

[Q3-35] 産品をアメリカに輸出してアメリカの子会社に販売した後、メキシコに輸出しま

す。その場合、日メキシコ EPA の特典を受けることができますか？（第三国で通関された製品の取扱いについて）

[A] 日メキシコ EPA の適用を受けるには、産品が直送されることが必要です。産品がアメリカにおいて一旦通関すると、直送を証明することが難しいため、メキシコへの輸入時に EPA の利用が認められない可能性があります。詳細は輸入国（メキシコ）税関にご確認いただく必要があります。

なお、他の日本の EPA においても、直送が原則となっています。

[Q3-36] ある商品について取引が日本から中国、さらに中国からベトナムで行われます。商品自体は日本から直接ベトナムへ輸送されます。インボイス上は中国からの輸送となりますが、日ベトナム EPA の特典を受けることができますか？（第三国インボイスの取扱いについて）

[A] 第三国発行のインボイスでも利用できます。他の日本の EPA においても同様です。

[Q3-37] 日本から輸出し、ペルーにおける展示会の後にチリへ販売する場合は、日チリ EPA の特典を受けることができますか？

[A] 日チリ EPA において、産品がペルーにおいて税関当局の監督下に置かれており、かつ積送基準を満たす場合において、当該 EPA を利用できます。

[Q3-38] 原産性の確認にどのような証拠資料等（例えばサプライヤーからの宣誓書）が必要ですか？

[A] 原産品判定依頼者は、最終製品の構成部品の原産性に係る資料をサプライヤーから提出してもらい、保持しておく必要があります。ただし、当該サプライヤーからの資料や宣誓書等の内容は一律には決まっておらず、個々の取引・契約等において対応する必要があります。

経済産業省が公表している「原産資格を立証するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」に一例を紹介しておりますので、以下 URL よりご参照ください。

（原産資格を立証するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示）：

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/verification.pdf

[Q3-39] 商品の原産地表示（例えばタグに記載された「made in Japan」）との表記と EPA における原産地規則は関係がありますか？

[A] EPA における原産地規則と原産地表示は、関係ありません。EPA における原産地規則は、特惠関税の適用を受けるための条件であり、原産地表示とは目的やルールが異なります。したがって、商品に「made in Japan」と記載されているからといって、当該協定において原産資格を得て、EPA における原産品として認められることにはな

りません。あくまでも当該協定における原産品として認められるためには、原産地規則等を満たし、かつそれを証明する原産地証明書が必要となります。

[Q3-40] 輸入した原材料から原料を抽出し、当該原料と他の原産材料と混合して化学品を生産しています。EPA を利用して当該化学品を輸出する場合、原産材料のみからなる製品となりますか？

[A] 抽出された原料が、品目別規則（PSR）を満たしていれば原産材料となりますので、原産材料のみからなる製品とすることができます。ただし、わずかでも非原産材料を使用する場合は、当該化学品の PSR を確認する必要があります。

[Q3-41] 繊維製品（糸、織物、アパレル製品）の品目別規則（PSR）はどのようなものですか？

[A] 具体的な製品の HS コードをご確認の上、ホームページ等で公開されている各協定の品目別規則（PSR）をご確認ください。

日本のほとんどの EPA では、以下の「2 工程」を満たすことが必要となります。

- ・糸(yarn)：カード・コム工程(carding/combing process)及び紡績工程(spinning)
- ・織布（woven fabrics）：染色工程(dyeing/printing process)及び織り工程(weaving process)
- ・アパレル製品（第 61 類から第 63 類）：メリヤス編み・クロセ編み・織り工程(knitting/crocheting/weaving process 及び縫製工程（making up process）

日メキシコ EPA、日チリ EPA では、上記と異なりますので、各協定をご参照ください。

[Q3-42] アパレル製品の主素材や副資材などの原材料をどの国から持ち込んだ場合、EPA の適用が受けることができますか？

[A] 例えば、締約国内の企業が委託加工を行っている場合、原産品かどうかを判定する際、以下の場合に分けて考えることができます。

（1）締約国から原材料を調達する場合

当該原材料が、すべて発効済み締約国の原産材料であれば、累積を適用することにより、当該製品を製造する締約国の原産材料とみなされるので、品目別規則（PSR）を満たすか否かを確認する必要はなく、生産される当該製品は原産品となります。ただし、締約国から調達する原材料であっても、これが非原産材料である場合には、製品が品目別規則（PSR）を満たすか否かを確認する必要があります。

他方、ボタンやワイヤーといった繊維とは直接関係がない材料については、当該製品が PSR を満たすか否かを確認する上で考慮する必要はありません。

なお、いわゆる「主素材」及び「副資材」については、ビジネス上用いられる便宜的

な用語であり、どのような材料がこれらに該当するのかについては、協定上は何ら定義されていません。従いまして、用いられる材料が、各企業におけるビジネス上の「副資材」に当たることをもって、自動的に PSR の適用対象から除外されることにはならず、個別案件毎に検討する必要がある点にご留意ください。

(2) 第三国から原材料を調達する場合

当該原材料は非原産材料であるため、これらを用いて作られるアパレル製品は、品目別規則 (PSR) を満たすか否か確認する必要があります。

他方、ボタンやワイヤーといった繊維とは直接関係がない材料は、当該製品が品目別規則 (PSR) を満たすか否かを確認する上で考慮する必要はありません。

(3) 締約国から織物を調達し、第三国から副資材であるボタン、ファスナー、ワイヤー等の材料を調達する場合

織物が発効済み締約国の原産材料であれば、累積を適用することにより当該製品をつくる締約国の原産材料とみなされます。また、ボタンやワイヤーといった繊維とは直接関係がない材料は、当該製品が PSR を満たすか否かを確認する上で考慮する必要はありません。したがって、繊維に関係する材料を他に第三国から調達していないのであれば、当該ケースでは PSR を満たすか否かを確認する必要はなく、当該製品は原産品となります。ただし、締約国から調達する原材料であっても、これが非原産材料である場合には、PSR を満たすか否か確認する必要があります。

(4) 僅少の非原産材料 (デミニマス規定) の対象となる場合とならない場合

デミニマス規定として、第 50 類から第 63 類の産品 (繊維製品) について、関税番号変更基準 (CTC) を満たさない (求められるレベルの関税分類の変更を起こさない) 非原産材料の重量の合計が、産品の重量の一定量 (7% 又は 10%) を超えない範囲の場合、PSR の適用にあたり、これらの非原産材料は考慮しなくてよい旨が規定されています。したがって、非原産材料の重量割合が規定範囲内であれば、許容されることとなります。

なお、アパレル製品についていえば、ボタンやワイヤーといった、繊維とは直接関係がない材料は、そもそも PSR の対象ではありません。したがって、これらの材料が非原産材料であったとしても、デミニマス規定の対象として考慮する必要はありません。一般的には、上記のような整理になると考えられますが、最終的には、個別案件毎に確認する必要があります。

[Q3-43] 日本からアパレル製品の主素材や副資材などの原材料を調達し、ベトナムで加工を行い、日本に輸出する場合、日ベトナム EPA の適用を受けることができますか？

[A] 日ベトナム EPA の原産地規則を満たせば、特恵を受けることができます。

当該原材料がすべて日ベトナム EPA における締約国（日本及びベトナム）の原産材料であれば、累積を適用することにより、当該製品を製造する締約国の原産材料とみなされるので、品目別規則（PSR）を満たすか否かを確認する必要はなく、原産品となります。例えば、ベトナムで日本原産の織物のみから縫製してアパレル製品を生産した場合、日アセアン EPA（AJCEP）における原産品となります。ただし、締約国から調達する原材料であっても、これが非原産材料である場合には、産品が PSR を満たすか否かを確認する必要があります。

他方、ボタンやワイヤーといった繊維とは直接関係がない材料は、当該製品が PSR を満たすか否かを確認する上で考慮する必要はありません。

また、当該ケースにおいては、日アセアン EPA における原産地規則を満たせば、当該 EPA の特恵も受けることができます。実際に EPA を利用される場合は、税率等を踏まえた上で、日ベトナム EPA か日アセアン EPA のいずれかを選択いただくこととなります。

なお、いわゆる「主素材」及び「副資材」については、ビジネス上用いられる便宜的な用語であり、どのような材料がこれらに該当するのかについては、協定上は何ら定義されていません。従いまして、用いられる材料が、各企業におけるビジネス上の「副資材」に当たることをもって、自動的に PSR の適用対象から除外されることにはならず、個別案件毎に検討する必要がある点にご留意ください。

[Q3-44] 繊維製品について中国から原材料を調達し、ベトナムで加工を行い、日本に輸出する場合、EPA の適用を受けることができますか？

[A] 中国などの、日本が EPA を締結していない第三国から輸入した当該原材料は、非原産材料となるため、当該製品が、利用が想定される日アセアン EPA（AJCEP）又は日ベトナム EPA の品目別規則（PSR）を満たすか否かを確認する必要があります。本件の場合、いわゆる「2工程」をベトナム国内で行う必要があります。

他方、ボタンやワイヤーといった繊維とは直接関係がない材料は、当該製品が品目別規則（PSR）を満たすか否かを確認する上で考慮する必要はありません。

[Q3-45] タイから織物を調達し、また中国から副資材ボタン、ファスナー、ワイヤー等の材料を調達し、ベトナムで加工を行い、日本にアパレル製品を輸出する場合、EPA の適用を受けることができますか？

[A] タイ及びベトナムは、日アセアン EPA（AJCEP）の締約国であり、またベトナムは、日ベトナム EPA を締結しているため、各 EPA の原産地規則を満たせば、それぞれの特恵を受けることができます。

(1) 日アセアン EPA を利用する場合

当該織物が、日アセアン EPA におけるタイ原産であれば、累積を適用することにより製品をつくる締約国（ベトナム）の原産材料とみなされます。また、ボタンやワイヤーといった繊維とは直接関係がない材料は、当該製品が品目別規則（PSR）を満たすか否かを確認する上で考慮する必要はありません。したがって、繊維に関係する材料を他に第三国から調達していないのであれば、PSR を満たすか否かを確認する必要はなく、生産される製品は原産品となります。

ただし、締約国から調達する原材料であっても、これが非原産材料である場合には、PSR を満たすか否かを確認する必要があります。この場合、日アセアン EPA 締約国であるタイで「2工程」のうち1工程を行い、ベトナムで1工程を行うことにより、ベトナムの原産品となります。

(2) 日ベトナム EPA を利用する場合

日ベトナム EPA 他では、当該 EPA を利用するにあたって、締約国以外に他のアセアン諸国（当該ケースではタイ）で「1工程」を行うことが認められています。ただし、当該原材料がタイで「1工程」を経たことを示すことが必要となります。繊維とは直接関係がない材料の取扱いについては、日アセアン EPA と同様です。

なお、「1工程」を証明する書類は各国で異なりますので、各国（当該ケースではベトナム）の発給機関に確認する必要があります。

[Q3-46] アパレル製品を輸出する際に、わずかに中国から輸入した生地が輸出産品に含まれているのですが、それについても原産地規則を満たす必要がありますか？

[A] 各協定においては、僅少の非原産材料（デミニマス規定）として、第50類から第63類の産品（繊維製品）について、関税番号変更基準（CTC）を満たさない（求められるレベルの関税分類の変更を起こさない）非原産材料の重量の合計が産品の重量の一定量（7%又は10%）を超えない範囲の場合、品目別規則（PSR）の適用にあたりこれらの非原産材料は考慮しなくてよい旨が規定されています。したがって、非原産材料の重量割合が規定範囲内であれば、許容されることとなります。

なお、アパレル製品についていえば、ボタンやワイヤーといった繊維とは直接関係がない材料は、そもそも当該製品にかかる PSR の対象ではありません。したがって、これらの材料が非原産材料であったとしても、デミニマス規定の対象として考慮する必要はありません。

一般的には、上記のような整理になると考えられますが、最終的には、個別案件毎に検討する必要があります。

[Q3-47] アパレル製品を輸出する際に、中国等の第三国から輸入したボタンやシールも品

目別規則（PSR）を確認する必要がありますか？

[A] 各協定の品目別規則（PSR）に関する附属書の注釈に、アパレル製品（第 61 類から第 63 類までの産品）について、PSR は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用される、との規定があります。つまり、ボタンやシール等、繊維とは直接関係がない材料であって、これが当該産品の一部として使用されている場合には、当該産品の関税分類を決定する構成部分に含まれず、原産地規則を考慮する必要はありません。

他方、ボタンやシール等をアパレル産品の一部として使用せず、別途輸出する場合には、EPA 上の特恵を受けるためには当該ボタンやシール等それ自体が原産品である必要があります、この場合に適用される PSR はアパレル産品のものではなく、ボタンやシール等に適用されるものとなります。一般的には、上記のような整理になると考えられますが、最終的には、個別案件毎に確認する必要があります。

ただし、日スイス協定については、「輸出する繊維産品に使用される材料が繊維産品（第 50 類から第 63 類）でない場合は、原産地規則を考慮しない」、との規定となっています。

[Q3-48] 繊維産品をアセアンの二国間 EPA を利用して輸出する際に、その原材料を他のアセアン諸国において加工してもいいのですか？

[A] 日マレーシア協定、日タイ協定、日インドネシア協定、日ブルネイ協定、日フィリピン協定、日ベトナム協定においては、締約相手国以外のアセアン加盟国（非締約国）においてなされた工程を、1 工程としてカウントすることができます。ただし、日アセアン EPA（AJCEP）においては、いわゆる「2 工程ルール」のうちの 1 工程が他の発効済締約国で行われることは許容されますが、未発効締約国における加工については許容されない（1 工程にカウントされない）点について留意が必要となります。

[Q3-49] 繊維の品目別規則（PSR）における、いわゆる 1 工程目を満たすことを証明する書類とはどのようなものですか？

[A] 日本やその他の締約国で 1 工程目を行い、2 工程目を最終産品を輸出する締約国で行うような場合、最終産品輸出国において原産地証明書を申請する際に、実際に 1 工程目を満たしているかどうかの証明を求められることがあります。証明に必要な書類は国によって異なりますので、詳しくは各国の発給機関にご確認ください。

なお、日アセアン EPA（AJCEP）において、日本で 1 工程を満たし、ベトナムで 2 工程目を満たすことにより原産地証明書を取得する際に必要な、日本における 1 工程を証明する宣誓書は、以下のリンク先の様式を用いることが可能です。ただし、ベトナム以外の他国との間、また他の協定では利用できませんのでご注意ください。

（日アセアン EPA のベトナムにおける運用に関するお知らせ（累積の証明書類、繊維

の加工宣誓書類、BBCO 発給)) :

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/090408AJCEPannouncement.pdf

4. 原産地証明書について

[Q4-1] ある製品を輸出しているのですが、海外の取引先（輸入者）から、EPA の原産地証明書を送付するように要請されています。どうすればよいのでしょうか？

[A] EPA の利用により、輸出先にて輸入通関を行う際に支払う関税が通常よりも低い税率で通関できますが、そのためには、輸入者は輸出者から EPA 用の原産地証明書を取得して、通関時に提出することが条件となっています。日本が締結している EPA の原産地証明書は、経済産業省の指定により日本商工会議所が発給することになっていますので、輸出者は日本商工会議所に対して原産地証明書の取得のための申請を行う必要があります。

[Q4-2] EPA の原産地証明書は、どうして必要なのですか？

[A] 輸出される産品が輸出先（EPA 締約国）の税関で通常の関税率よりも低い税率の適用を受けるためには、輸出産品が EPA に基づく一定の基準の下で輸出国において生産・加工されたことが証明される必要があります（単に商品に「made in Japan」と表示されているだけでは不十分で、EPA で定める基準を満たしているかどうかを実際に確認する必要があります）。それを証明するための書類が、原産地証明書ということになります。

[Q4-3] EPA の原産地証明書を取得するための手順と方法を教えてください。

[A] 原産地証明書を取得するためには、いくつかの手順を踏む必要があります。その手順を大きく分けると、①原産地証明書の取得のメリットの有無、取得する資格の確認及び②原産地証明書の発給を申請する手順の2つになります。まず、①にて行うべき事項は、

（1）輸出産品の「HS コード（関税分類番号）」の確認（→[Q2-2]参照）

（2）輸出産品に適用される「EPA 税率」、「MFN 税率」の確認（→[Q2-2, 3]参照）

※MFN 税率とは、EPA の原産地証明書がない場合に科される通常の税率のことです。

（3）輸出産品に適用される「原産地規則（EPA を受ける資格があるか否かの基準）」の確認（→[Q3]参照）

となります。（→[Q1-4]参照）

そして、①の手順に従い、輸出産品が EPA を利用する資格があることが確認できたら、②の日本商工会議所への発給申請（その多くがインターネットでの申請）に進み、

（1）企業登録

（2）原産品判定依頼

（3）原産地証明書発給申請

の手続を経て、原産地証明書を取得することができます。
詳細は下記をご参照ください。

[Q4-4] ある製品を製造していますが、国内の取引先（輸出者）から、EPA の原産地証明書を取得するために原産品判定をしてほしいと要請されています。どうすればよいのでしょうか？

[A] EPA の原産地証明書を取得するためには、輸出産品がEPAに基づく一定の基準の下で輸出国内において生産・加工されたことを証明する必要があります。日本でのEPAの原産地証明書は、日本商工会議所が発給することになっていますので、日本商工会議所に対して、輸出産品が協定の基準を満たしているかどうかを実際に証明していただく必要があります（これを「原産品判定」といいます）。その際、当該製品の詳細な生産情報（材料・価格・仕入元などの情報）を有していることが必要となるため、通常、その製品の生産者が原産品判定の申請主体として最も適していると思われます。生産者による日本商工会議所への具体的な申請手続（その多くがインターネットでの申請）ですが、（1）企業登録を行い、（2）原産品判定依頼を経て、日本商工会議所から申請対象産品が原産品であることが認められたら、（3）その結果について輸出者による利用を同意すること（「同意通知」といいます）、インターネット上で作業可能です。）によって、輸出者は原産地証明書の発給申請を実際に行うことができますようになります。

[Q4-5] EPA の原産地証明書とその他の原産地証明書の違いを教えてください。

[A] 原産地証明書には大きく分けて2種類あります。一つは、各地の商工会議所が発給する原産地証明（以下、「一般の原産地証明書」）であり、もう一つが、日本が締約したEPAに基づき発給される「特定原産地証明書」です。一般の原産地証明書は、各商工会議所等の事業に基づき発給され、L/C 買取り銀行への提出や転売目的等、さまざまな用途に使用されます。一方、特定原産地証明書は、EPA 締約相手国での輸入通関の際に、一般の関税率よりも有利な税率（EPA 税率）で通関を認めてもらうための証明書類であり、日本商工会議所が政府（経済産業省）から指定を受けて発給を行っています。特定原産地証明書を発給する基準は、国・地域ごとに一部異なる点に注意が必要です。

[Q4-6] 締約国の保税地域において加工、生産し、原産地規則を満たした産品について原産地証明書は発給されますか？

[A] 保税地域の扱いについては、締約国側の国内運用によるものですが、一般的にEPAでは、保税地域内においても原産地規則を満たしていれば、原産地証明書は発給されると考えられます。日本では、保税地域内における加工、生産についても原産地証明

書が発給されます。

[Q4-7] 原産地証明書に FOB（産品の本船渡し）価額を記載する必要がありますか？

[A] 日本が締結している EPA（日アセアン EPA を除く）には、原産地証明書に輸出産品の FOB 価額を記載する必要はありません。日アセアン EPA（AJCEP）では、アセアン締約国で発給される原産地証明書には輸出国の要求に応じて、輸出産品の FOB 価額を記載する必要があります（日本国内で発給する原産地証明書については、すべての EPA において FOB 価額は不要です）。

[Q4-8] 原産地証明書は、2002 年版の HS コードを記載するのですか？

[A] HS 条約は、2007 年 1 月に改訂され、我が国でも 2007 年 1 月 1 日より施行しています。従って、現在輸出入申告やインボイス作成等通常の貿易手続きでは 2007 年版の HS コードを使用しています。
他方、日本が締結する多くの EPA は、改定前の 2002 年版 HS コードを基に合意・締結されており、日本から輸出する際、同協定に基づく原産地証明書上求められる HS コード番号の記載は、2002 年版 HS コードに基づき行う必要があります。

[Q4-9] 船積み後に原産地証明書を発給できますか？（遡及発給について）

[A] 特定原産地証明書の発給申請は、原則船積みまでに行うこととなっています。しかしながら、貨物を緊急に輸出しなければならないケース等も想定されますので、例えば日アセアン EPA（AJCEP）では、船積み後 12 ヶ月間、事後発給手続き（遡及発給）ができるようになっています。
ただし、一部の国では、関税還付制度等が存在しない国もあるため、輸入通関後に遡及発給された原産地証明書を提出しても、関税の還付等を受けられないことがあります。関税還付等の制度の有無及び必要な手続は輸入締約国において個別にご確認ください。

[Q4-10] EPA の中には、原則として船積みされてから原産地証明書が発給されるまでの所要日数を規定している EPA（日アセアン EPA・日インドネシア EPA・日ベトナム EPA は 3 日以内、日フィリピン EPA は 1 日以内）もあるとのことですが、この所要日数には祝日・休日も含まれますか？

[A] 当該所要日数には、祝日・休日も含まれます。原産地証明書発給機関が原産地証明書の発給業務を祝日・休日により行っていないことにより、協定で規定された日数以上かかってしまう場合は、原産地証明書の遡及発給をすることができます。

[Q4-11] back-to-back CO（連続する原産地証明書）とはどのようなものですか？

- [A] back-to-back CO は、例えば、ある締約国（締約国 A）から輸出された原産品が他の締約国（締約国 B）を經由してさらに別の締約国（締約国 C）で輸入される場合に、経由国である締約国 B において貨物に対して何ら加工がなされず、締約国 A で得た原産資格が何ら変更しない場合に、締約国 B の原産地証明書の発給機関により発給されるものです。締約国 B で back-to-back CO の発給を受けるためには、締約国 A で当該貨物に対して発給された原産地証明書が必要です。
- なお、当該 back-to-back CO（連続する原産地証明書）は、日本が締結する EPA のうち日アセアン EPA（AJCEP）のみ導入されています。

[Q4-12] back-to-back CO（連続する原産地証明書）のメリットはどのようなものですか？

- [A] back-to-back CO を発給する経由国（締約国の必要があります）をハブ（製品のプール先）として位置づけ、あらかじめある程度ロットをまとめて同経由国に向けて輸出することで、輸出（出荷）コストの低減に資するだけでなく、他の締約国から注文があった場合に同経由国から直接輸出することで機動的な対応が可能となる等、ビジネスの迅速化、効率化が期待されます。また、これにより、締約国間において原産品の取引が増加すること、あるいは、締約国間において材料（原産材料）の域内調達が増加することも期待されます。

[Q4-13] back-to-back CO（連続する原産地証明書）は、輸入通関していない産品のみ発給できるものなのか、それとも輸入通関後の産品でも発給できるものなのか？

- [A] 経由国（締約国）における back-to-back CO の発給に際しては、対象となる産品に対して何ら加工がなされず、もとの原産資格を維持していることを何らかの形で担保し、かつこれを確認することになります。貨物が一旦輸入通関されてしまうと、その貨物に対して何ら加工がなされていないことを確認することは困難となると思われませんが、他方で、back-to-back CO に関して、日アセアン EPA（AJCEP）上は、一旦輸入通関された貨物に対して back-to-back CO を発給するか否かについては明示的に規定されておらず、原産資格の維持を担保・確認する方法は締約国によって異なります。したがって、日アセアン EPA に基づく back-to-back CO の具体的な運用については、各締約国（経由国）の原産地証明書発給機関に個別にご確認いただく必要があります。

[Q4-14] 日本では back-to-back CO（連続する原産地証明書）を発給していますか？

- [A] 我が国において、日アセアン EPA（AJCEP）の原産地証明書を発給するのは日本商工会議所ですが、我が国において貨物に対して何ら加工がなされず、当初の輸出締約国で得た原産資格が何ら変更していないことを確認することは実務上困難であるため、現時点では back-to-back CO を発給しないことになっています。

[Q4-15] 自分で原産地証明書を作成する方法があると聞いたのですが？

[A] EPA に基づく原産地証明書は、日本商工会議所が発給を行っていますが、日スイス EPA においては、申請に基づき経済産業大臣から認定を受けた「認定輸出者」であれば、協定で定められた申告書を仕入書等に記載することで、自ら原産地証明書を作成することが可能となります。認定輸出者制度の詳細につきましては、以下リンク先（日スイス EPA）の「認定輸出者自己証明制度に係る認定申請手続について」をご覧ください。

（参考資料）：

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html2/2-torikumi3-switzerland.html